

# 四塩化炭素の解釈について

## 輸入注意事項 4 第 30 号(4.12.16)

改正①輸入注意事項 6 第 35 号(6.12.1)

平成6年12月1日付け通商産業省告示第660号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入割当制となったオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 B グループ II に掲げる物質(四塩化炭素)の解釈については、以下のとおりとします。

1 輸入公表に定める四塩化炭素は、次の表のとおりです。

物質名	化学式
四塩化炭素	CCl <sub>4</sub>

2 輸入規制の対象となる物質は、上記1の表の四塩化炭素及びこれらの物質との混合物であって、輸入の際に用いられる容器から他の容器への移し換え又は製品への移し換えを予定しているものをいい、これらを冷媒等として使用するための設備、装置又はエアゾール製品等の最終製品の中に含まれているものは対象となりません。

その具体的な取扱いは、以下のとおりです。

(1) 対象となる例

- イ 輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンペ、缶等の容器に入っているもの。
- ロ 四塩化炭素を含む混合洗浄剤。

(2) 対象とならない例

エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの。